



埼玉県報

第 3024 号
平成 30 年(2018 年)
7 月 31 日
火曜日

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部改正について(水環境課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の変更(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の廃止(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の辞退(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の再開(社会福祉課)
- 農用地利用配分計画の認可(農業ビジネス支援課)
- 肥料の登録に関する告示(病虫害防除所)
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示(病虫害防除所)
- 肥料取締法の規定による登録事項の変更に関する告示(病虫害防除所)
- 肥料の登録失効に関する告示(病虫害防除所)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)

- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 県道飯能寄居線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 誘導結合プラズマ質量分析装置等分析機器 8 台の賃貸借一式に関する入札公告（水道管理課）
- 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示（保健体育課）
- 指定講習機関の代表者変更届出に伴う公安委員会告示（運転免許課）

告 示

埼玉県告示第八百三十五号

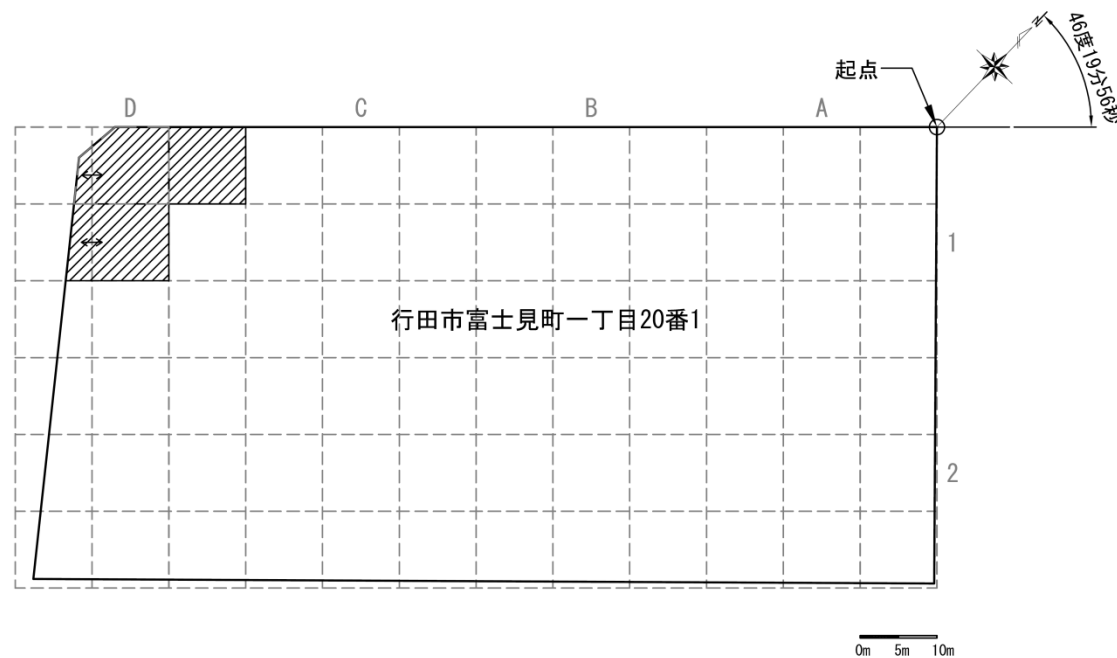
平成三十年埼玉県告示第三百号（土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

別図を次のように改める。

別図



起 点
起点は行田市富士見町一丁目20番1の
最北端とする。

凡 例
▨ 形質変更時要届出区域
に指定する区画
----- 単位区画
———— 敷地境界
<-> 区画の統合

【格子の回転角度(46度19分56秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線
並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている
格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第八百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	介護老人保健施設はなみずき	医療法人社団 医鳳会 並木病院	所在地	深谷市柏合一〇四一一	開設者名	医療法人社団 優慈会	サービスの種類	介護予防通所リハビリテーション 短期介護所 療養介護	指定年月日	平成二十六年四月一日
ケアマネジメン ト松の家	北本市東間 六一六一	所沢市 東狭山ヶ丘 五―二七五三	松崎商事 株式会社	介護予防 通所介護 居宅介護支援	介護予防 訪問リハビリ テーション 居宅療養 管理指導	訪問リハビリ テーション 居宅療養 管理指導	平成三十年 七月一日	平成三十年 六月一日		

<p>プラザ若葉歯科</p>	<p>サンドラッグ 上福岡大原薬局</p>		<p>サンドラッグ けやき台薬局</p>	
<p>鶴ヶ島市 上広谷 七九二一 レクセル ザ若葉一〇一</p>	<p>ふじみ野市 大原一五一五</p>		<p>所沢市 けやき台 二二九一</p>	
<p>医療法人社団 智美会</p>	<p>株式会社 サンドラッグ</p>		<p>株式会社 サンドラッグ</p>	
<p>居宅療養 管理指導</p>	<p>介護予防 居宅療養 管理指導</p>	<p>居宅療養 管理指導</p>	<p>介護予防 居宅療養 管理指導</p>	<p>居宅療養 管理指導</p>
<p>平成三十年 六月一日</p>	<p>平成三十年 四月一日</p>		<p>平成三十年 四月一日</p>	

告示

埼玉県告示第八百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項		変更前	変更後	サービスの種類
北埼玉医師会 訪問看護 ステーション	事業者 名称	事業所 名称	北埼玉郡市 医師会 訪問看護 ステーション	北埼玉 医師会 訪問看護 ステーション	訪問看護 介護予防訪問看護
有限会社 華ライフケア	事業者 名称	事業所 名称	有限会社 かすかべ サービス	有限会社 華ライフ ケア	訪問介護
パナソニックエイジ フリーシヨップ 蓮田・白岡	事業所 所在地	蓮田市 西新宿 五―一三六	白岡市 荒井新田 一三七―	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具 販売	

包 手 指 支 援 セ ン タ ー
所 事 在 地 所
一 四 東 所 一 狭 沢 二 山 市 六 ヶ 丘 五
指 セ 一 イ 階 ザ ン 小 手
二 一 指 町 一 七
介 護 予 防 支 援

告示

埼玉県告示第八百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団 医風会 石山クリニック	狭山市水野 一二四五―二	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成三十年 六月三十日
籠原COCO 歯科医院	熊谷市籠原南 二―三一―一	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成三十年 三月三十一日
中央1丁目薬局	春日部市中央 一―五六―一六	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導 訪問介護	平成二十六年 二月二十八日
ジャパンケア鴻巣	鴻巣市東 二―一―一八 相原ビル二F	介護予防訪問介護 居宅介護支援	平成三十年 六月三十日

<p>ジャパンケア和光</p>	<p>ジャパンケア幸手</p>	<p>SOMP Oケア ハッピー デイズ 入間</p>	<p>ウエル ファー ー 所沢店</p>				
<p>和光市西大和団地六 デュプレ西大和 第四号棟 第一〇四号室</p>	<p>幸手市中 一―四―八 岡野ビル一階 一〇一号室</p>	<p>入間市宮前町 三―二六</p>	<p>所沢市くすのき台 一―一三―三</p>				
<p>定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護</p>	<p>居宅介護支援</p>	<p>通所介護 介護予防 通所介護</p>	<p>通所介護</p>	<p>特定介護予防 福祉用具販売</p>	<p>特定 福祉用具販売</p>	<p>介護予防 福祉用具貸与</p>	<p>福祉用具貸与</p>
<p>平成三十年 六月三十日</p>	<p>平成三十年 六月三十日</p>	<p>平成三十年 六月三十日</p>	<p>平成三十年 五月三十一日</p>				

告示

埼玉県告示第八百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
神谷医院	医療法人 TKメデイカル	草加市吉町三―一―三	平成三十年 六月一日
草加駅前なかじま 眼科	医療法人 新光会	草加市高砂二―一七―三 ○ 岡野ビル一階	平成三十年 六月一日
すえのぶ皮フ科， 形成外科	末延 自願 医療法人社	所沢市日吉町一六―一六 第八兼七ビル四F	平成三十年 六月一日
さいとう内科クリ ニツク	団 Gre en Lea th Heal	所沢市小手指町四―一七 ―三	平成三十年 六月一日
徳永内科クリニツ ク	徳永 貢	富士見市ふじみ野東三―一 ―八	平成三十年 七月一日
清水内科クリニツ ク	団 照愛会 医療法人社	羽生市南羽生三―七―一 四	平成三十年 六月一日
よつはレディース クリニツク志木	外村 光康	志木市本町五―二五―八 ドゥーセットビル三階	平成三十年 七月一日

共立堂薬局	池田薬局 S H G R E E N 蕨東口店	ak薬局 春日部 駅前店	たなか歯科医院	医療法人社団 修 命会 上里クリニ ック歯科	山中歯科医院	オシダデンタルク リニック	院 医療法人社団 文 盛会 中島歯科医	なかよし家族の歯 医者さん	草加東口歯科クリ ニック	医療法人 孝英会 金子歯科医院	和光脳神経外科・ 内科
篠塚 理恵	池田薬局 株式会社	株式会社 エアリーファ ーマシー	田中 敦	医療法人社 団 修命会	山中 一成	押田 章	医療法人社 団 文盛会	巢瀬 賢一	土橋 利通	医療法人 孝英会	奈良 一成
三 上尾市須ヶ谷二―一二三―	蕨市塚越一―四―五 ラ・セ ―ヌビル一階 一〇二号室	春日部市中央一―七―七	坂戸市石井二七〇五―三 ベルク坂戸石井店一F	児玉郡上里町神保原町七四 五―一	東松山市元宿二―一〇―四	ふじみ野市大井一〇七四― 四	狭山市入間川一―七―八	所沢市岩岡町二七九―一	草加市高砂二―一―二〇 真壁ビル三階	久喜市栄一―二―一 グロ リエビルⅠ 二F	和光市丸山台二―二九―一
平成三十年 六月十五日	平成三十年 六月一日	平成三十年 六月一日	平成三十年 七月一日	平成三十年 六月十三日	平成三十年 六月六日	平成三十年 六月一日	平成三十年 六月一日	平成三十年 六月一日	平成三十年 六月一日	平成二十九 年十一月一 日	平成三十年 七月一日

加 ヨ ン ツ ー ル 草	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	新 所 沢 清 和 病 院 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	タ ジ マ 薬 局 公 園 ば し 店	ド ラ ッグ セ イ ム ス 熊 谷 中 西 薬 局	イ オ ン 薬 局 入 間 店	オ レ ン ジ 薬 局 所 沢 店	ア ト ム 薬 局	ア ト ム 薬 局	わ た ぼ う し 薬 局
人 み ち	一 般 社 団 法 人	医 療 法 人 清 和 会	株 式 会 社 ウ イ ー ズ 中 部	株 式 会 社 富 士 薬 品	イ オ ン リ テ ー ル 株 式 会 社	株 式 会 社 エ ア リ ー フ ア ー マ シ ー	株 式 会 社 ヘ ル ス ネ ク ト	社 局 株 式 会 社 い ち よ う 薬	株 式 会 社 オ フ イ ス ア ル フ ア
一 F O R T E 一 〇 一 号 室	草 加 市 青 柳 六 一 三 一 二	所 沢 市 神 米 金 一 四 一 三	秩 父 市 中 村 町 四 一 九 一 一 四	熊 谷 市 中 西 二 一 九 一 三 六	入 間 市 上 藤 沢 四 六 二 一 一 イ オ ン 入 間 店 一 F	所 沢 市 東 町 一 一 一 一 グ ラ シ ス タ ワ ー 所 沢 一 〇 二 号	和 光 市 新 倉 一 一 二 〇 一 三	和 光 市 新 倉 一 一 二 〇 一 三	戸 田 市 新 曾 二 四 九 二 一 三
六 月 一 日	平 成 三 十 年	平 成 三 十 年 六 月 一 日	平 成 三 十 年 六 月 一 日	平 成 三 十 年 七 月 一 日	平 成 三 十 年 六 月 十 四 日	平 成 三 十 年 六 月 一 日	平 成 三 十 年 五 月 一 日	平 成 三 十 年 四 月 一 日	平 成 三 十 年 七 月 一 日

二 指定施術機関

氏名		住所		名称		施術所		所在地		指定年月日																	
北原 芳岳	鳴海 綾乃	村山 紗苗	町田 あゆみ	木村 剛	富澤 哲	堀 正典	土井 泰幸	黒澤 歩																			
幸彩堂鍼灸院	訪問医療マッサー ジ KEiROW 古河中央ステーション	訪問医療マッサー 熊谷中央ステーション	訪問医療マッサー ジ KEiROW 春日部ステーション	訪問医療マッサー ジ KEiROW 与野ステーション	元気堂	訪問マッサー ジ つくし	どい接骨院	すつきり整骨院は こだ	熊谷市箱田一―一四―一 ヤオコー熊谷箱田店二F	八潮市中央三―一―一 五 浅井店舗二号室	所沢市北有楽町一五―六	南埼玉郡宮代町本田五― 三―一〇	さいたま市中央区上落合六― 九―四五	春日部市中央一―一五― 一 マック春日部コート一 〇―一	熊谷市村岡三〇〇―五― 一〇二	茨城県古河市鴻巣九四― 六	春日部市米島八四四―六	平成三十年 八月一日	平成三十年 六月一日	平成三十年 七月一日	平成三十年 七月一日	平成三十年 四月一日	平成三十年 五月一日	平成三十年 七月一日	平成三十年 六月十三日	平成三十年 六月一日	平成三十年 七月一日

告示

埼玉県告示第八百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	廃止年月日
神谷医院	草加市吉町三―一―三	平成三十年五月三十一日
草加駅前なかじま眼科	草加市高砂二―七―一 アコス南館二階	平成三十年五月三十一日
医療法人社団 行徳会 あやクリニック志木	志木市中宗岡一―一九―五一	平成三十年六月三十日
すえのぶ皮フ科形成外科	所沢市日吉町一―一―七 第一西村ビル二階	平成三十年五月三十一日
さいとう内科クリニック	所沢市小手指町四―一七―三	平成三十年五月三十一日
清水内科クリニック	羽生市南羽生三―七―一四	平成三十年五月三十一日
草加東口歯科クリニック	草加市高砂二―一―二〇 真壁ビル三F	平成三十年五月三十一日
なかよし家族の歯医者さん	所沢市中新井一―一〇―一 たつみビル二階	平成三十年五月三十一日

医療法人社団 文盛会 中島歯科医院	狭山市入間川一―六―五 ソレイユ狭 山一F	平成三十年六 月一日
山中歯科医院	東松山市元宿二―一〇―四	平成三十年 六月五日
上里クリニック 歯科	児玉郡上里町神保原町七四五―一	平成三十年六 月十二日
a k 薬局 春日部駅前店	春日部市中央一―七―七	平成三十年五 月三十一日
共立堂薬局	上尾市須ヶ谷二丁目一二四	平成三十年六 月十四日
アトム薬局	和光市新倉一―二〇―三	平成三十年 三月三十一日
アトム薬局	和光市新倉一―二〇―三	平成三十年四 月三十日
オレンジ薬局 所沢店	所沢市東町一―一―一 グラシスタワー 一〇二	平成三十年五 月三十一日
イオン薬局 入間店	入間市上藤沢四六二―一 イオン入 間店一F	平成三十年六 月十三日
タジマ薬局 公園ばし店	秩父市中村町四―九―一四	平成三十年五 月三十一日
きりん薬局	蓮田市蓮田五―二六二	平成三十年四 月三十日
ブレイメン薬局 みわの え店	吉川市加藤六六二―一	平成三十年五 月三十一日

告示

埼玉県告示第八百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	辞退年月日
医療法人 椿会 飯島歯科医院	富士見市ふじみ野西一―一― 一 アイムプラザ二F	平成三十年五月十二日

告示

埼玉県告示第八百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり再開の届出があった。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	再開年月日
医療法人 うえむら クリニック	所沢市御幸町五―一五	平成三十年六月二十五 日
医療法人 山本歯科	草加市金明町六六五―一〇	平成三十年七月十日

告示

埼玉県告示第八百四十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
山崎 秀良	埼玉県熊谷市上新田百七十九番地一	埼玉県熊谷市三本字新屋敷千六百八番一	九三四
石橋 修	埼玉県秩父市太田千七百五十七番地	埼玉県秩父市太田字横捲千九百番ほか一筆	一、一七五
合同会社黒澤農園	埼玉県秩父郡小鹿野町三山四百一番地二	埼玉県秩父市太田字富田百九十四番一ほか三筆	二、七三五
金久保 道夫	埼玉県加須市内田ヶ谷七百十四番地一	埼玉県加須市内田ヶ谷字中郷七百十六番一ほか三筆	一、一八八
合同会社小川農園	埼玉県加須市中種足六百九十一番地一	埼玉県加須市下種足千十六番	二、五九四
橋本 早苗	埼玉県加須市戸室千二百四十九番地	埼玉県加須市戸室字四番三百六十四番一ほか七筆	六、八九五
橋本 恒義	埼玉県加須市戸室千二百十五番地二	埼玉県加須市戸室字十番九百十八番ほか六筆	六、八二三

農 株 場 式 会 社 内 野	金 井 英 雄	小 高 秀 明	小 高 利 明	小 高 修	大 室 昭 雄	飯 野 明 昌	浅 見 哲 也	神 部 豊	若 山 幸 夫	福 田 則 雄
埼 玉 県 比 企 郡 川 島 町 大 字 芝 沼 百 四 十 三 番 地	埼 玉 県 比 企 郡 川 島 町 大 字 加 胡 百 六 番 地 三 十 七	埼 玉 県 比 企 郡 川 島 町 大 字 畑 中 二 百 七 十 一 番 地	埼 玉 県 比 企 郡 川 島 町 大 字 紫 竹 四 十 八 番 地	埼 玉 県 比 企 郡 川 島 町 大 字 紫 竹 五 十 四 番 地 一	埼 玉 県 比 企 郡 川 島 町 大 字 松 永 二 十 四 番 地	埼 玉 県 比 企 郡 川 島 町 大 字 宮 前 三 百 三 十 番 地	埼 玉 県 比 企 郡 川 島 町 大 字 中 山 千 百 五 十 二 番 地	埼 玉 県 久 喜 市 菖 蒲 町 菖 蒲 九 百 六 十 一 番 地	埼 玉 県 加 須 市 戸 室 千 百 七 十 四 番 地 四	埼 玉 県 加 須 市 中 種 足 二 千 六 百 六 十 三 番 地
埼 玉 県 比 企 郡 川 島 町 大 字 梅 ノ 木 字 八 番 町 二 百 九 十 八 番 二 ほ か 百 二 筆	埼 玉 県 比 企 郡 川 島 町 大 字 松 永 字 新 堀 町 百 十 五 番 一 ほ か 一 筆	埼 玉 県 比 企 郡 川 島 町 大 字 東 部 百 七 十 六 番 ほ か 三 筆	埼 玉 県 比 企 郡 川 島 町 大 字 紫 竹 字 道 下 二 百 七 十 六 番 一 ほ か 四 筆	埼 玉 県 比 企 郡 川 島 町 大 字 紫 竹 字 道 上 百 七 十 番 ほ か 七 筆	埼 玉 県 比 企 郡 川 島 町 大 字 加 胡 字 深 町 二 十 番 一 ほ か 十 八 筆	埼 玉 県 比 企 郡 川 島 町 大 字 紫 竹 字 西 浦 百 四 番 一 ほ か 二 十 筆	埼 玉 県 比 企 郡 川 島 町 大 字 中 山 字 六 地 蔵 五 百 七 十 七 番 一 ほ か 三 十 五 筆	埼 玉 県 久 喜 市 菖 蒲 町 新 堀 字 八 束 百 八 十 八 番	埼 玉 県 加 須 市 戸 室 字 十 三 番 千 四 百 十 八 番 一	埼 玉 県 加 須 市 中 種 足 三 千 七 百 二 十 三 番
七 三、 八 二 四	一、 九 六 一	四、 七 五 八	四、 六 四 七	七、 八 六 八	一 七、 一 六 三	一 四、 九 五 八	二 八、 二 四 九	九 九 一	七 八 九	二、 〇 五 四

鈴木 秋広	杉山 政明	清水 和雄	島田 尚寛	齋藤 章司	小森谷 晃	小峯 宏幸	小島 秀文	神田 清	株式会社比企ア グリサービス	株式会社沼田フ アーム
埼玉県比企郡川島 町大字上小見野四 百三十四番地	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野五 百二十番地一	埼玉県比企郡川島 町大字谷中百八十 九番地	埼玉県比企郡川島 町大字下八ツ林五 百五十五番地	埼玉県比企郡川島 町大字東大塚二百 九十六番地	埼玉県比企郡川島 町大字白井沼二十 番地	埼玉県比企郡川島 町大字牛ヶ谷戸六 百十六番地	埼玉県比企郡川島 町大字平沼九百九 十九番地	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野四 百二番地一	埼玉県東松山市加 美町一番二十号	埼玉県比企郡川島 町大字三保谷宿二 百十五番地
埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 八反町七百三十二 番ほか三筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 水深町八百六番一	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 曲り町千七百七十 一 番一ほか八筆	埼玉県比企郡川島 町大字小見野六十 三番ほか二十七筆	埼玉県比企郡川島 町大字一本木字四 番町六百四十五番 ほか十二筆	埼玉県比企郡川島 町大字平沼字平沼 前三百八十三番一 ほか二筆	埼玉県比企郡川島 町大字紫竹字道上 百五十七番ほか六 十四筆	埼玉県比企郡川島 町大字平沼字一丁 田千三百四十七番 一ほか五筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 八反町六百九十六 番一ほか二十五筆	埼玉県比企郡川島 町大字上八ツ林字 宮前町千百十四番 一ほか十三筆	埼玉県比企郡川島 町大字梅ノ木字四 番町二百八十五番 ほか二十九筆
三、 七七二	九八五	六、 八一五	四三、 三三一	五、 二六一	二、 八九七	五八、 六五〇	四、 六四七	二一、 四七九	九、 五〇三	二八、 一八九

林 成幸	長谷 文夫	野澤 光雄	野澤 博	野口 和利	田中 保三	滝瀬 節雄	染谷 勇一	鈴木 晴三	鈴木 孝市	鈴木 健
一 埼玉県比企郡川島 町大字加胡九番地	十三 埼玉県比企郡川島 町大字宮前二百七 番地	十九 埼玉県比企郡川島 町大字北園部百八 番地一	二 埼玉県比企郡川島 町大字宮前四百十 番地	五 埼玉県比企郡川島 町大字東大塚三百 番地	十六 埼玉県比企郡川島 町大字宮前三百三 番地一	百四十六 埼玉県比企郡川島 町大字上小見野四 番地一	地三十五 埼玉県比企郡川島 町大字加胡百六番 地三十五	百四十五 埼玉県比企郡川島 町大字上小見野四 番地	百四十五 埼玉県比企郡川島 町大字上小見野四 番地三	八 埼玉県比企郡川島 町大字紫竹百四十 番地
筆 埼玉県比企郡川島 町大字小見野五十 五番ほか百二十三	才 埼玉県比企郡川島 町大字宮前字前山 百十六番一	ほか一筆 埼玉県比企郡川島 町大字正直字後谷 二百四十八番一	六 埼玉県比企郡川島 町大字上貉字裏谷 百五十番一ほか	番ほか五筆 埼玉県比企郡川島 町大字東部五十七 番	一 埼玉県比企郡川島 町大字紫竹字道上 百九十九番一ほか	番一ほか十二筆 埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 八反町四百七十六 番一ほか十二筆	二 埼玉県比企郡川島 町大字加胡字深町 五十六番ほか三十 二筆	一 埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 八反町七百十八番 一ほか六筆	十三 埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 家附三番町三百五 十三番二ほか三筆	六 埼玉県比企郡川島 町大字紫竹字道上 百四十九番一ほか
九一、 四四一	九五七	九二六	六、 三三八	二、 九一二	一、 〇九七	一〇、 〇一八	二二、 八九一	四、 八六三	三、 九〇四	五、 六二二

二松 正憲	箕輪 弘	矢内 光秋	入 文隆	金井 武司	ひびきの農産株 式会社
埼玉県比企郡滑川 町の輪六丁目八 番十三号	埼玉県比企郡川島 町大字小見野五 百七十一番地	埼玉県比企郡川島 町大字白井沼千二 十四番地	埼玉県児玉郡上里 町大字五明七百六 十八番地	埼玉県児玉郡上里 町大字五明七百三 十二番地一	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号
埼玉県比企郡川島 町大字正直字後谷 町二百四十九番一	埼玉県比企郡川島 町大字小見野字 榎戸町六百七十六 番ほか九筆	埼玉県比企郡川島 町大字紫竹字西浦 百二十番一ほか四 十一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字屋敷 二百七十三番一ほ か三筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字原田 三百十九番ほか三 筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字原田 三百十九番ほか三 筆
九二八	九、 八八九	三三、 六〇一	五、 一九八	五、 七七二	五、 七七二

二 認可年月日

平成三十年七月二十五日

告 示

埼玉県告示第八百四十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録年月日	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 六九五号	乾燥菌体 肥料	K I W 2 0 1 8	窒素全量 四・五 りん酸全量 二・〇 含有を許される 有害成分の最 大量及びその他 の制限事項は、 公定規格のと おり	平成三十年 三月十六日	小岩井乳業株式会社 東京都千代田区丸の 内二丁目五番二号
埼玉県第 六九六号	副産石灰 肥料	卵殻48 号	アルカリ分 四八・〇 含有を許される 有害成分の最 大量及びその他 の制限事項は、 公定規格のと おり	平成三十年 三月十六日	株式会社コバヤシユ ニオン 東京都板橋区前野町 三丁目七番四号
埼玉県第 六九七号	混合有機 質肥料	混合有機 質3号	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される	平成三十年 四月九日	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿七 百五十三番地一

有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり

告示

埼玉県告示第八百四十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六五二号	副産動物 質肥料	副産動物 質肥料8号	窒素全量 八・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	平成三十三年四月二十七日	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡瀬二百二十二番地
埼玉県第 五七五号	副産動物 質肥料	副産動物 質肥料6号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 四・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	平成三十三年五月三十一日	
埼玉県第 五七六号	副産動物 質肥料	副産動物 質肥料7号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 三・〇 含有を許される有害成分の最大量及		

五五二号	埼玉県第 五五二号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料1号	窒素全量 四・五 りん酸全量 一・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成三十三年六月二十九日	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬二百二十二 番地
六八八号	埼玉県第 六八八号	混合有機 質肥料	カニガラ 入り海藻 粉末	窒素全量 二・〇 りん酸全量 一・〇 加里全量 三・五 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成三十六年六月一日	ミヤコ製肥株式会 社 東京都墨田区東墨 田二丁目十九番一 号
六〇三号	埼玉県第 六〇三号	副産動物 質肥料	副産動物 質肥料8 7号	窒素全量 八・〇 りん酸全量 七・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成三十三年六月五日	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬二百二十二 番地

	埼玉県第 五五三号	乾燥菌体	窒素全量	平成三十三年六月二十	朝日工業株式会社
		肥料	四・五	日	埼玉県児玉郡神川町
		肥料2号	りん酸全量 二・〇		渡瀬二百二十二番地
と お り	項は、公定規格の びその他の制限事 害成分の最大量及 含有を許される有				

告 示

埼玉県告示第八百四十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に変更があつた旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成三〇年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	肥料の種類	変更事項	変更内容
埼玉県第 四七五号	生石灰	菱光石灰工業 株式会社	変更前 代表取締役 崎山 善平
埼玉県第 四七六号	消石灰	代表者の変更	変更後 代表取締役 小澤 教良
埼玉県第 四七七号	消石灰		
埼玉県第 四七八号	炭酸カルシ ウム肥料		
埼玉県第 四七九号	炭酸カルシ ウム肥料		
埼玉県第 四八九号	消石灰		
埼玉県第 五〇〇号	生石灰		
埼玉県第 五二三号	消石灰		
埼玉県第 五九一号	消石灰		
埼玉県第 六四九号	生石灰		
埼玉県第 六六九号	消石灰		
埼玉県第 六七〇号	消石灰		

埼玉県第 六九四号	
混合有機質肥 料	
川合肥料株式 会社	
代表者の変更	
変更後	変更前
代表取締役 山口 健	代表取締役 佐々木 寿博

告 示

埼玉県告示第八百四十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 六六六号	乾燥菌体肥 料	KI WOO7	窒素全量 五・〇 りん酸全量 四・五 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	小岩井乳業株式会社 東京都千代田区丸の 内二丁目五番二号
埼玉県第 六四五号	混合有機質 肥料	混合有機質3号	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿七 百五十三番地一
埼玉県第 六八三号	ごま油かす 及びその粉 末	ごま油かす	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一・〇 加里全量 一・〇	関東食品油脂協同組 合 埼玉県草加市柿木町 千八百十四番地三

告 示

埼玉県告示第八百四十九号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

東松山市高坂駅東口第一地区土地区画整理事業区域内

四 作業期間

平成三十年七月三十日から平成三十一年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第八百五十号

測量計画機関である桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

桶川市大字下日出谷の一部

四 作業期間

平成三十年八月一日から平成三十一年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第八百五十一号

測量計画機関である埼玉県杉戸県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県杉戸県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量）

三 作業地域

久喜市、白岡市

四 作業期間

平成三十年七月二十五日から平成三十年十一月三十日まで

告 示

埼玉県告示第八百五十二号

測量計画機関である和光市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

和光市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

和光市全域

四 作業期間

平成三十年十二月一日から平成三十一年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百五十三号

測量計画機関である北本市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北本市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

北本市全域

四 作業期間

平成三十年七月二十四日から平成三十年十一月二十六日まで

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
飯能市大字小久保字八幡沢二九 二番一地先から同市大字宮沢字滝 沢二三番三地先まで		区 間
一三・八九ㄱ 二五・九九	一〇・八五ㄱ 一九・五五	敷地の幅員 (メートル)
二六〇・二五		延 長 (メートル)
道路法第二十四条に基づく承認工事によ る		備 考

告 示

埼玉県公営企業告示第三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

誘導結合プラズマ質量分析装置等分析機器 8 台の賃貸借 一式
(ファイナンス・リース)

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 31 年 1 月 1 日 (火) から平成 35 年 12 月 31 日 (日) までの 60 ヶ月
ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額
又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」(以下「システム」という。)により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成 28 年埼玉県告示第 999 号)に基づき、営業区分「物品の賃貸」の A 等級に格付された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成30年9月3日（月）午後5時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成30年9月7日（金）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に質問書（別添様式2）を郵送（書留郵便又は簡易書留）又はファクシミリにより、提出すること。（持参不可）

(2) 受付期限

平成30年8月9日（木）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成30年8月23日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 提案品の受付及び採否結果通知

(1) 参加資格が「あり」の確認通知書を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）が、仕様書に示す例示品以外の物品で仕様を満たすものとして、当該物品による入札を希望する場合は、次のとおり、提案品協議書（様式第3号）にカタログ等を添付して郵送（書留郵便又は簡易書留）又はファクシミリにより、提出すること。（持参不可）

ア 受付期間

平成30年9月7日（金）午前9時から平成30年9月12日（水）午後5時まで。（土日及び平日の午後5時から午前9時までを除く。）

イ 提出先

3（3）に定める機関

(2) 提案品の採否結果通知は、次のとおり掲示して行う。

ア 採否結果通知日時

平成30年9月18日（火）午後5時

イ 掲示場所

情報公開システムの本案件の発注図書ファイル

6 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成30年9月19日（水）から平成30年9月25日（火）午後5時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

6（3）に定める機関に入札書（別添様式4）を期限まで提出する（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館4階 埼玉県企業局水道管理課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 30 年 9 月 26 日(水)午前 10 時 00 分

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。)第123条第2項の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成30年8月3日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、6「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号)第9条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature of Services Required:

- a) Lease of two sets of Inductively Coupled Plasma-Mass Spectrometers
- b) Lease of two sets of High Performance Liquid Chromatograph Systems
- c) Lease of two sets of Ion Chromatograph Systems
- d) Lease of two sets of Mercury Concentration Meters

(2) Delivery destinations:

a) Okubo Water Filtration Plants

One set of Inductively Coupled Plasma-Mass Spectrometer
One set of High Performance Liquid Chromatograph System
One set of Ion Chromatograph System
One set of Mercury Concentration Meter

b) Showa Water Filtration Plants

One set of Inductively Coupled Plasma-Mass Spectrometer
One set of High Performance Liquid Chromatograph System
One set of Ion Chromatograph System
One set of Mercury Concentration Meter

(3) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on September 3, 2018

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on September 3, 2018)

(4) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on September 25, 2018

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on September 25, 2018)

(5) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(6) Other Information :

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(7) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告示

埼玉県教委告示第二十七号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、平成三十年八月一日から施行する。

平成二十九年埼玉県教委告示第二十号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、平成三十年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、平成三十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成三十年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「七、〇二〇円」とあるのは「七、〇三一円」と、「一三、二八四円」とあるのは「一三、二八七円」と、「二三、九〇五円」とあるのは「二四、二六九円」と、「二五、二五七円」とあるのは「二五、六三〇円」と、「二四、八五九円」とあるのは「二四、九七六円」と、「一九、七二六円」とあるのは「二〇、二九七円」と、「一五、二九一元」とあるのは「一五、五五八円」とする。

平成三十年七月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、三七七円	一三、二八四円
二十五歳以上三十歳未満	五、九六七円	一四、二五五円
三十歳以上三十五歳未満	六、三〇四円	一七、三五三円
三十五歳以上四十歳未満	六、六七三円	一九、二八六円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二六円	二一、三九三円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇二〇円	二三、九〇五円
五十歳以上五十五歳未満	六、八一二円	二五、二五七円
五十五歳以上六十歳未満	六、三一三円	二四、八五九円

七十歳以上	六十歳以上六十五歳未満	五、一四二円	一九、七二六円
	六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、二九一円
		三、九三〇円	一三、二八四円

告 示

埼玉県公安委員会告示第144号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年7月31日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
所沢中央自動車教習所	設置者の氏名	清水 保夫	吉村 武司